

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 8月31日
【会社名】	株式会社 壹番屋
【英訳名】	ICHIBANYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浜島 俊哉
【本店の所在の場所】	愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
【電話番号】	(0586) 76-7545
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 石黒 敬治
【最寄りの連絡場所】	愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
【電話番号】	(0586) 81-0786
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 石黒 敬治
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社 名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

平成27年8月26日開催の当社第33期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年8月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金65円 配当総額1,037,591,750円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年8月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴って新たに設定された監査等委員会設置会社へ移行することなどのために、定款の一部を変更する。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件

取締役として、浜島俊哉、河合尚也、細野修二、阪口裕司、葛原守、宮崎龍夫、杉原一繁、石黒敬治を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、山口正弘、内藤充、織田幸二、春馬葉子を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額の決定の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を、「年額4億円」を限度額とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、「年額60百万円」を限度額とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	122,298	136	0	(注)1	可決 97.09%
第2号議案 定款一部変更の件	122,024	410	0	(注)2	可決 96.87%
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件					
浜島俊哉	121,831	603	0	(注)3	可決 96.72%
河合尚也	122,160	274	0		可決 96.98%
細野修二	122,158	276	0		可決 96.98%
阪口裕司	122,150	284	0		可決 96.97%
葛原守	122,156	278	0		可決 96.98%
宮崎龍夫	122,159	275	0		可決 96.98%
杉原一繁	122,154	280	0		可決 96.98%
石黒敬治	122,151	283	0		可決 96.97%
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
山口正弘	121,661	773	0	(注)3	可決 96.59%
内藤充	120,545	1,889	0		可決 95.70%
織田幸二	122,122	312	0		可決 96.95%
春馬葉子	122,117	317	0		可決 96.95%
第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額の決定の件	122,067	367	0	(注)1	可決 96.91%
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件	122,055	379	0	(注)1	可決 96.90%

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否について確認ができたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上